

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和40年岩手県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="165 875 770 2063"> <thead> <tr> <th data-bbox="165 875 528 920">[略]</th> <th data-bbox="528 875 770 920">[略]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="165 920 528 1290">2 本庁の副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、<u>首席ILC推進監</u>、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、出納指導監、部付及び局付</td> <td data-bbox="528 920 770 1290">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1290 528 1749">3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、廃棄物特別対策室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室及び競馬改革推進室の職員（室長並びに政策監、<u>ILC推進監</u>、調整監及び医師支援推進監の担当区分にある職員を除く。）</td> <td data-bbox="528 1290 770 1749">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1749 528 2063">4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの</td> <td data-bbox="528 1749 770 2063">首席調査監、<u>首席ILC推進監</u>、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、政策監、<u>ILC推進監</u>、調整監、医師支援推進監又は</td> </tr> </tbody> </table>	[略]	[略]	2 本庁の副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、 <u>首席ILC推進監</u> 、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、出納指導監、部付及び局付	[略]	3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、廃棄物特別対策室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室及び競馬改革推進室の職員（室長並びに政策監、 <u>ILC推進監</u> 、調整監及び医師支援推進監の担当区分にある職員を除く。）	[略]	4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	首席調査監、 <u>首席ILC推進監</u> 、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、政策監、 <u>ILC推進監</u> 、調整監、医師支援推進監又は	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="852 875 1457 2063"> <thead> <tr> <th data-bbox="852 875 1214 920">[略]</th> <th data-bbox="1214 875 1457 920">[略]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="852 920 1214 1290">2 本庁の副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、出納指導監、部付及び局付</td> <td data-bbox="1214 920 1457 1290">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="852 1290 1214 1749">3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、<u>科学ILC推進室</u>、廃棄物特別対策室、<u>若者女性協働推進室</u>、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室及び競馬改革推進室の職員（室長並びに政策監、調整監及び医師支援推進監の担当区分にある職員を除く。）</td> <td data-bbox="1214 1290 1457 1749">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="852 1749 1214 2063">4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの</td> <td data-bbox="1214 1749 1457 2063">首席調査監、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、政策監、調整監、医師支援推進監又は出納指導監</td> </tr> </tbody> </table>	[略]	[略]	2 本庁の副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、出納指導監、部付及び局付	[略]	3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、 <u>科学ILC推進室</u> 、廃棄物特別対策室、 <u>若者女性協働推進室</u> 、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室及び競馬改革推進室の職員（室長並びに政策監、調整監及び医師支援推進監の担当区分にある職員を除く。）	[略]	4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	首席調査監、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、政策監、調整監、医師支援推進監又は出納指導監
[略]	[略]																
2 本庁の副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、 <u>首席ILC推進監</u> 、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、出納指導監、部付及び局付	[略]																
3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、廃棄物特別対策室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室及び競馬改革推進室の職員（室長並びに政策監、 <u>ILC推進監</u> 、調整監及び医師支援推進監の担当区分にある職員を除く。）	[略]																
4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	首席調査監、 <u>首席ILC推進監</u> 、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、政策監、 <u>ILC推進監</u> 、調整監、医師支援推進監又は																
[略]	[略]																
2 本庁の副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、出納指導監、部付及び局付	[略]																
3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、 <u>科学ILC推進室</u> 、廃棄物特別対策室、 <u>若者女性協働推進室</u> 、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室及び競馬改革推進室の職員（室長並びに政策監、調整監及び医師支援推進監の担当区分にある職員を除く。）	[略]																
4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	首席調査監、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、政策監、調整監、医師支援推進監又は出納指導監																

	出納指導監
[略]	

(職務専念義務免除)

第7条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年岩手県条例第5号。以下「特免条例」という。）第2条の規定に基づいてその職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、職務専念義務免除申請書（様式第5号）を所属長を経由して秘書課、総務室、政策推進室、企画室若しくは出納局の管理課長、復興局総務企画課総括課長、国体・障がい者スポーツ大会局総務課総括課長、労働委員会事務局審査調整課総括課長又は収用委員会事務局長（以下「管理課長等」という。）に提出しなければならない。ただし、短時間等の場合で別に定めるものについては、職務専念義務免除承認整理簿（様式第6号）に所要事項を記入して所属長の承認を受けることにより（電磁的方法を使用する場合にあっては、別に定める方法により）、職務専念義務免除申請書の提出を省略することができる。

2・3 [略]

(部分休業の承認)

第8条の6 [略]

(修学部分休業の承認)

第8条の7 [略]

(妊産婦の時間外労働等)

第8条の8 [略]

様式第4号（第4条関係）

[略]	[略]		
		休暇等	[略]

[略]	

(職務専念義務免除)

第7条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年岩手県条例第5号。以下「特免条例」という。）第2条の規定に基づいてその職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、職務専念義務免除申請書（様式第5号）を所属長を経由して秘書課、総務室、政策推進室、企画室若しくは出納局の管理課長、復興局復興推進課総括課長、国体・障がい者スポーツ大会局総務課総括課長、労働委員会事務局審査調整課総括課長又は収用委員会事務局長（以下「管理課長等」という。）に提出しなければならない。ただし、短時間等の場合で別に定めるものについては、職務専念義務免除承認整理簿（様式第6号）に所要事項を記入して所属長の承認を受けることにより（電磁的方法を使用する場合にあっては、別に定める方法により）、職務専念義務免除申請書の提出を省略することができる。

2・3 [略]

(配偶者同行休業の承認)

第8条の6 職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年岩手県条例第13号）第2条の規定に基づく配偶者同行休業の承認を受けようとするとき、又は同条例第6条第3項において準用する同条例第2条の規定に基づく配偶者同行休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、職員の配偶者同行休業に関する規則（平成26年岩手県人事委員会規則第20号）第3条第1項の配偶者同行休業承認申請書を所属長を経由して給与人事担当課長に提出しなければならない。

2 配偶者同行休業をしている職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例第8条各号に掲げる事由及び職員の配偶者同行休業に関する規則第6条第1項に規定する配偶者同行休業に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、同項の配偶者同行休業状況変更届を所属長を経由して給与人事担当課長に提出しなければならない。

(部分休業の承認)

第8条の7 [略]

(修学部分休業の承認)

第8条の8 [略]

(妊産婦の時間外労働等)

第8条の9 [略]

様式第4号（第4条関係）

[略]	[略]		
		休暇等	[略]

	[略]	自己啓発等 休業	部分 休業	[略]
[略]				

[略]

様式第8号の4 (第8条の8関係)

[略]

様式第10号 (第12条関係)

[略]

	[略]	自己 啓発 等休 業	配偶 者同 行休 業	部分 休業	[略]
[略]					

[略]

様式第8号の4 (第8条の9関係)

[略]

様式第10号 (第11条関係)

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。